

紹介

米國の婦人勞働狀態に就て (二)

前號に於て米國の女子職業界の動向及びその失業狀態に就て紹介した。今回はそれらの狀態に附隨する女子の經濟的地位、特にその賃銀及び女子有業者と從屬者の關係に就て述べてみたいと思ふ。

三、女子の賃銀

女子の賃銀問題は個々の例外を除けば世界各國を通じて未だ過渡期的段階を脱してゐない實情にあり、物質文明の尖端を行く米國に於てもその範圍を越えてゐないのである。従つてここでも最低乃至生活保障賃銀の問題が大いに重要視されてゐることは言ふまでもない。

結論的に言へば男女の適職は一般的に異つて居り、その關係から女子の賃銀は殆ど例外なく男子に比して低廉である。又同じ職業部門内に就働する場合にも女子の標準収入は男子のそれに比して著しく劣つてゐる。

このことは實に一般的現象であり、時期、場所、職業の如何を問はずその範圍と程度に於て徹底してゐるのである。米國では女子は主として多大の注意と機敏さを必要とする半熟練作業方面に雇傭されるに反し、非熟練

作業には多く男子が雇傭されてゐるのであるが、それにも拘らず、斯かる場合に於ても女子の賃銀は男子不熟練工に及ばないのである。

その理由は女子職業の性質によることが多い。即ち女子は屢々、季節的色彩の濃厚な産業に臨時勞働者として雇傭されること、從來女子は主として賃銀に換算されず、傳統的に貨幣價值と無關係視された家政に携つて來たこと、請負仕事及び請負賃銀制度を使用する主要産業は女子を大量に雇傭して居り、これらの産業は女子の勞働を低廉視する習慣を固持してゐること等によるものである。

斯くの如く、賃銀に關する限り女子は特に不當に利用され易い階級を爲してゐるので、法令によつて女子に關する最低賃銀を制定し、既存の男子に對する賃銀標準に接近せしめんとする待遇改善の運動が不斷に行はれてゐる。

然し乍ら、ながきに互る傳統的理念に基く斯かる現象は一朝一夕に拂拭し得るものではなく、勞働組合運動によつても尙一掃し得ぬものがあり、組合自身がその規約によつて女子の低賃銀を承認してゐる場合も少くないのである。

女子の賃銀を考慮するに當つても、他の社會的問題に於けると等しく、當該國又は特定の時期に於ける一般市場物價及び賃銀との關係を對照する必要がある。この意味から女子の賃銀價值を正しく評價するためには、之れが、

一、男子の標準賃銀と如何なる關係にあるか

二、斯かる賃銀に對して女子の直而しつある經濟的負擔は如何なる程度のものであるか

この二の質問に對する回答が必要である。換言すれば女子の收入によつ

て、維持される生活程度は男子のそれに比して如何なる状態にあるであらうか。全般的に見る女子の賃銀標準が男子のそれに比して劣悪であるとして、この状態は改善の傾向を辿つてゐるであらうか。同一作業に對する男女の賃銀の實情は如何？女子有業者の生活内容は？當局者の算定せる最低乃至適正生計費と女子の収入額の比較は如何なる實情を示してゐるか、等々の問題が擧げられるのである。以下は主として具體的事實によつて斯かる質問に對して若干の回答を與へんとするものである。

女子賃銀に對する政府の態度——各種の公文書類によつて發表されてゐる如く、米國政府は一般的政策として常に女子の賃銀は男子のそれと同一標準を維持せよと唱道してゐるのである。

女子の最低賃銀法制定に際して米國諸州の中三分の一以上は男女の標準賃銀を均等とすべきことを規定してゐる。尙、前述の如く米國聯邦政府が同様の態度を示してゐることは、次の若干の例にみても明かである。即ち、米國勞働省婦人局の前身たる産業婦人部は既に一九一八年に勞務者の雇傭標準を示し、同一職業部門内に於ては男女の給料は同一額たるべきことに關して次の如き聲明を發してゐる。

賃銀の制定は職業本位たるべく、性別乃至人種別ならざること。

産業問題委員會は一九一五年に同じく聲明を發し、「輿論に對する協賛並に勞働立法の制定に際しては原則として同一職業内に於ける女子の収入は男子と同額なるべきこと」と述べてゐる。

一九一八年には戰時勞働會議評議員會はその國家勞働計畫の樹立に際して左の如く告示してゐる。

女子産業勞務者——從來男子の就働せる部門に於て女子の雇傭を必要とする場合は、女子に對しても同一作業に於ては男子同様の賃銀を支拂

米國の婦人勞働状態に就て(二)

ふと同時に、その作業は女子の健康を害せざる範圍内のものなること。同じく一九一八年十二月、米國鐵道管理局は同年五月の一般法令を再告して次の如き聲明を公表してゐる。

同一作業に携はる女子従業員は賃銀は男子と同一たること、而してその職場は女子の保健とその維持に適はしきものなることを要す。尙斯かる雇傭に關する法令は嚴守さるべきものである。

而して一九一九年十一月五日には、米國文官委員會は明瞭に文官試験には女子も男子同様の資格あることを公布したのである。

最近の例としては一九三三—三五年に實施された産業復興法(N.R.A)が左の如き政策を公布してゐる。

實質的に男子と同一職務に携はる女子従業員の収入は男子従業員と同一なること。

斯かる政府當局の態度乃至政策の反映として女子文官の待遇は同一職域内に於ては男女同様であるが、其の他の分野に於ては未だその實踐は期し難い實情にある。即ち、斯かる原則的聲明は主として理想的目標としての實現に邁進しつつある場合が少くないのである。

主要なる女子雇傭職業部門に於ける標準収入——女子を大量に雇傭する主要職業は家事及び個人被傭人、事務、生産業、専門及び商業の五部門である。而して最近の資料によるこれらの部門の女子平均収入範圍は左の如くである。

家事及び個人被傭人——

家庭(現金拂ひ)——週給五弗七九仙乃至一四弗六五仙

美容院——週給一四弗二五仙乃至一四弗五四仙

ホテル及び料理店——週給五弗七五仙乃至一六弗二五仙、平均年收(一

簡年五二週に通算して)二九九弗乃至八四五弗

洗濯業——週給六弗六七仙乃至二三弗四二仙、平均年收(五二週)三四七弗乃至六九八弗

事務的職業——週給一六弗一五仙(事務員)乃至二八弗六五仙(祕書)、年

收一、二五三弗乃至一、八八一弗、七都市に於ける平均年收(五二週)

一、二八八弗

生産業——最近に於ける諸工業、週給一二弗四六仙乃至二〇弗二九仙

専門的職業——

教員——年俸九九九弗乃至三、三〇〇弗、後者はM・Aの學位を有する

中等學校上級教諭

看護婦(有資格)——年俸一、六二〇弗乃至二、三〇〇弗、これは最低及

び最高文官初任給でもある。

圖書館員——年俸一、一一〇弗乃至一、九五七弗五〇仙、後者は支部圖

書館員である

社會事業家(有資格)——年俸一、六五〇弗乃至三、三〇〇弗、後者は一

流機關監督者

家政講習擔當員——年俸九四五弗乃至三、九五〇弗

販賣業——小規模商店に於ける週給一二弗より百貨店々員の二三弗八五

仙迄、年收六六三弗乃至九三二弗

女子賃銀に關する基本的二問題——民主主義の擁護者を以て任ずる米國

は又個人主義の最も發達してゐる國家でもある。斯かる國情の下に於ては

個性が強度に尊重されるが、それと同時に獨立自尊の精神から個人の責任

問題が強調される所以でもある。我が國の如く家族制度の色彩尙濃厚で

ある場合は等しく、或は極度に低賃銀に悩む女子と雖も多くは各自の家庭

内でその生計方法が講じられて、社會問題化する程度は緩慢なのであるが、米國婦人の場合には全般的にみて斯かる微温的態度は現實に於て許されてゐないのである。従つて當事者たる婦人自身の經濟的獨立に對する態度は非常に眞剣であり、且その要求は大膽でもある。

この意味から女子の賃銀標準の決定には先づ生活の保障が問題となるのであるが、反面には雇主が女子の勞働價値を如何に評価するかと言ふ資本主義的制度下に於ける決定的要素が考慮されなくてはならない。

これに關聯して女子の收入額に對する左の基本的二問題が直に表面化して來るのである。即ち、一、女子の勞働に對する賃銀は男子のそれと同一であるが、二、家計の支持者たる女子有業者に對して適正賃銀が支拂はれてゐるであらうか、と言ふことである。

男女の職業部門の差異——六〇三種の職種中、女子の全然從事せざるものは八種のみであると言はれる米國であるが、既述の如く、男女の適職部門は自ら異り、左の如き統計上の差異を示してゐるのである。

主要なる女子雇傭職業部門		主要なる男子雇傭職業部門	
職業	人口割合	職業	人口割合
人業	29.6	業業	32.1
被傭職	18.5	業業	25.1
個人職	17.5	業業	13.4
及事務的	14.2	運輸職業	9.4
家事製造	9.0	運的個人職	5.4
製專商農	8.5	及事務的	4.7
		家專	4.5
		女子雇傭產業部門の標準賃銀	
		一九三六年十一月現在の米國勞働統計局の報告によれば、主要	

門に於ける女子の平均週給は大體二〇弗以下であるに對して、主要男子雇傭部門のそれは例外なく二〇弗以上で三〇弗以上に及ぶ場合もあるのであ

る。次の數字はその實情を詳細に示すものである。

業種	平均年収
繊維工業	16.54
製菓業	17.39
靴業	16.69
草履業	15.90
機械器具業	15.21
電氣部品業	25.97
煙草業	29.13
主要男子雇傭業	32.27
鑛業	20.12
鍛冶業	30.43
自製業	23.23
石工業	28.89
建築業	

平均年収に於ても女子雇傭業は男子のそれに劣つてゐる。一九三五年度の製造工業調査によれば九種の主要女子雇傭業部門中、二種を除いてその平均年

収は一、〇〇〇弗以下である。除外例である時計及び寶石業に於ても僅かに一、〇〇〇弗を越えてゐるに過ぎない。主要なる男子雇傭業十五種中、三種を除いて男子の平均年収は一、〇〇〇弗以上である。例外の三部門は多數の不熟練工を使用する粘土製品、製紙原料及び家具工業であつた。

一九三二—三三年の不況時代にキリスト教女子青年會々員である少數の女子事務員が、その惨めな低収入を補ふ意味から講じた興味ある臨時措置に關する調査の一例がある。彼女等はその職業の餘暇を利用して貸間、タイプ打ち、殘業及び堅パン、靴下、石鹼、便箋賣等をしてゐるのであるが、多大の精力を費し、健康を賭して爲せる努力であるにも拘らず、その一人宛平均臨時収入は一週間一弗六八仙に過ぎなかつたことを示してゐるのである。

女子の傳統的従業分野と低賃銀の女子の適職と見做されてゐる廣範圍に互る接客業の外、織物、被服、食料品等の日常生活必需品は古來より多く女子の手に俟つものであつたが、現時に於てもそれらの製造工業方面には

米國の婦人勞働状態に就て(二)

多數の女子が就働してゐるのである。

而して家庭に於ける女子の勞働力は現金價值なきものとされてゐた從來の傳統的思想に影響され、職場に於ける女子の勞働力もその延長として雇主側に利用され、周知の如くその収入は男子に比して遙かに劣つてゐるのである。

熟練の問題に對する評價は非常に困難な問題であり、嚴密な意味に於ては、教育家、雇主、職業紹介所又は其の他の何人も多くの場合未だその一致點に到達してゐないと言つても過言ではない。著名なる一婦人技師リリアン・ギルブレス女史はこれに關して、「熟練が何を意味するかに就て如何なる二人の人物と雖もその意見の一致を見ることがないと言ふのが驚くべき事實である」と述べ、更に彼女はこれに定義を下して「熟練とは器用に刻々變化する状態に處し得る知識と改善に對する能力を附加したものである」と稱してゐる。

熟練の程度に關する男女間の差異も考へ得ることであるが、女子が特にこの點で男子に劣つてゐると言ふ實證は擧げられてゐない。否、社會經濟部門に關する國勢調査の資料によれば、上記の如く一般に女子は不熟練作業よりも半熟練作業に多く従事してゐるのである。

婦人局の藏するより最近の未發表の資料によつても、左の如く不熟練作業に従事する女子の割合は極く低率である。

業種	割合
工業	3.9
製造業	36.8
全産業	22.2
不熟練	31.7

對合	5.3	36.8
工業		
製造		
人口の割合		
業女子	4.3	25.9
有する		
全産業		

尙次の數字は同一資料の示す其の他の部門に於ける半熟練作業に従事する女子の割合である。

製造工業部門に於ける女子勞務者は單純又は單純反覆作業に携はるもの、これに反して男子は強度の筋肉勞働を要する作業に従事するものと一般的に考へられてゐる。而してこれは同時に女子の勞力價値の劣等なるを意味せしめんとするものである。然し乍ら、多くの女子の従事する單純作業は熟練の一面である纖細なる注意、手先の器用さ、頭腦と手先の機敏さに對する調和能力等を必要とする。反覆作業は強度の集注乃至忍耐を要し、斯かる素質に缺陷のある場合は、勞務者の身體に及ぼす災害と不良製品による經濟的損失は甚大なるものであることが考慮されなくてはならないのである。

62.5	49.0	37.0	28.6	8.3	1.7
------	------	------	------	-----	-----

接	客	業	者
専	門	生	家
俸	給	活	者
無	報	事	用
雇	酬	使	人
主	及	業	者
熟	練	立	業

製造工業に於ける男女賃銀の一般標準——主要なる男子雇傭職業及び産業部門に於ける男子の標準収入は女子を大量に雇傭する部門のそれよりも多額なのであるが、製造工業部門に就ても大體同様のことを言ひ得るのである。

イリノイ、紐育、オハイオの三大産業州では一九二三—三六年の十餘年間に互つて男女の平均週給を報告してゐるのであるが、この資料に従へば、同期間に於ける女子の一週間の平均賃銀は僅かに男子の五〇—六〇

男子賃銀に對する女子の平均賃銀	60.2	63.4	58.2
イリノイ	55.5	—	—
オハイオ	52.7	—	—
紐育	51.9	—	—

イリノイ
オハイオ
紐育

就てみれば次の如くである。

平均週給	男子	女子	對女子の賃率
イリノイ(1936)	26.61	15.12	56.8
オハイオ(1935)	24.77	15.33	61.9
紐育(1936)	28.37	15.83	55.8

%に過ぎないことを示してゐる。一九三三年のオハイオ州に於ける男子の賃銀が好況の絶頂にあつた一九二九年に比して三分の一近く低下してゐた際にも、尙女子のそれは男子の六三%であつたに過ぎないのである。この期間内の女子賃銀の割合を州別に示せば上記の如くである。

尙最近年度に於ける男女の平均収入及びその割合に

これらの數字は女子の平均収入が不況以前に比して稍、上昇の傾向を示し、不況時代に於ても男子に比して幾分早く復興の氣配を見せてゐるのである。この調査は第二次大戰開始以前の資料を扱つてゐるものであり、當時の米國には勞働力不足の兆は見えず、女子は依然として低賃銀維持のために利用されてゐたのであるから、斯かる女子賃銀のより速かなる上昇は主として社會の婦人勞働に對する再認識によるものであり、その結果、諸州に於て法令による女子の最低賃銀

制度の實施及び其の他各種の女子待遇改善運動に俟つものと考へられるのである。左の數字は不況前及び最近の女子賃銀の割合を示すものである。

男子収入に對する平均賃率		女子収入に對する平均賃率	
1928	1936	1928	1936
55.8	56.8	53.1	61.9
	(1935)		55.8
55.2			

特殊製造工業部門に於ける男女の標準賃銀

製造工業全體に關して見る男女の賃銀の差異と大體同様の現象が特殊製造工業部門に就ても見られるのである。即ち長期間に亙る各種の調査を通じて見る女子の賃銀割合は男子の収入に比して最低三三・九%より最高九四・三%を示してゐるのであるが、大多數はその中間にあり、何れも男子に比して遙かに低率である。左にその一例として勞働

平均週給		男子對女子の賃率
男子	女子	
弗 14.48	弗 12.18	84.1
弗 10.29	弗 9.19	89.3
弗 17.32	弗 12.46	71.9
弗 20.01	弗 14.05	70.2
弗 17.58	弗 11.94	67.9
弗 33.74	弗 21.12	62.6
弗 28.45	弗 19.16	67.3
弗 24.68	弗 15.30	62.0
弗 19.48	弗 13.16	67.6
弗 13.13	弗 10.30	78.4
弗 22.84	弗 15.28	66.9
弗 17.64	弗 11.90	67.5
弗 23.68	弗 14.86	62.8
弗 17.52	弗 11.44	65.3
弗 22.58	弗 14.15	62.7
弗 16.93	弗 11.85	69.8

業種	部門	男子	女子
工業	被服部	弗 14.48	弗 12.18
	織物部	弗 10.29	弗 9.19
被服業	仕上布部	弗 17.32	弗 12.46
	人毛織物部	弗 20.01	弗 14.05
被服業	毛織品部	弗 17.58	弗 11.94
	首飾部	弗 33.74	弗 21.12
自動車	各種車部	弗 28.45	弗 19.16
	草部	弗 24.68	弗 15.30
日用品	船舶部	弗 19.48	弗 13.16
	紙部	弗 13.13	弗 10.30
日用品	船舶部	弗 22.84	弗 15.28
	紙部	弗 17.64	弗 11.90
日用品	船舶部	弗 23.68	弗 14.86
	紙部	弗 17.52	弗 11.44
日用品	船舶部	弗 22.58	弗 14.15
	紙部	弗 16.93	弗 11.85

女子の低賃銀と請負賃銀制度の關係は多くの製造工業部門に於ては、時間制よりもその製品の出來高によつて支拂ふ請負賃銀制度を利用してゐる。而して斯かる部門は主として男子よりも女子を雇傭するものが多いことは、一九三五年度の全國産業會議委員會（一大雇傭機關である）の調査の示す通りである。即ち、これによれば、鐵及び鋼鐵、自動機械、化學機

米國の婦人勞働状態に就て(二)

械及び機械器具工業等の主要男子雇傭部門に於ける常時雇傭勞働者の割合は六〇―八〇%であるに對して、女子を大量に使用する工業部門に於けるそれは、織物四五%、皮革三九%、被服一六%の如く甚だしい低率を示してゐるのである。

出來高拂ひの賃銀單價の決定は重要な根本的問題であるが、その決定には科學的研究の結果爲されるものと、職工長の決定するものと二種がある。上述の全國産業會議委員會の調査によれば、全調査工場の一割はその賃銀單價を職工長自身の責任に於て決定して居り、約半數の工場では職工長が勞働時間専門家ならぬ上役又は理事會の認可を経て決定してゐるのである。而もこれは主として大工場で職工數平均八〇〇人を擁する被服工場、一、〇〇〇人以上を擁する織維工場等を含むものであつた。

女子の多數従事する織維及び被服工業には小規模なる工場多く、従つてこれらの工場は女子の賃銀決定を専門家に委嘱する實力なきままに、工場長又は工場内に於て決定してゐるのが常である。而して新なる科學的決定方法のある場合と雖も、最低賃銀法の規定なき際は、女子に對しては傳統的最低賃銀が支拂はれる傾向のあることは免かれ難い事實である。

賃銀單位	時間當り	賃銀
27	16.5	27
34	11.5	34
28	12.5	28
24	13	24
32	15.5	32

斯かる賃銀決定方法の不統一は婦人局の研究に於て一九三三年五月現在のニューハンブシアア州のみに於ける洗濯業九工場内の五種の職種の例に見ても明かである。同職種内に於ける平均賃銀は工場より工場へと上記の如き範圍の變化を見せられてゐるのである。

請負賃銀制度と女子は從來より密接な關係にあることは既述の如くであるが、そのことは必ずし

も女子の能率の低劣さを示すものでないとは言ふまでもないことである。婦人局の調査はその實證として、大多數の女子の賃銀が一般男子のそれに及ばぬと同時に、少數の女子は如何なる男子をも凌ぐ収入を得てゐることを示してゐるのである。即ち、その一例として請負賃銀制度の行はれる靴下工場に於ける絲環作製の機械裝置係及び編物機械係、男子服裝作工場に於ける機械工としての多數の女子は一時間二五仙以下の収入を得てゐるのであるが、それと同額の賃銀を得てゐる男子は極く僅かであるに反し、一時間四五仙以上の収入を有する女子が相當數に上つてゐるに對して、同額を得てゐる男子は皆無に等しい状態であることを引證してゐる。又男女の収入の多寡は使用材料其の他の勞働状態の如何に左右されることも事實である。

女子の生産能力の優秀性を物語る實例として、第一次世界大戰當時の一調査がある。これはオハイオ州クリーヴランド市商業會議所が一九一八年に女子の男子勞働代置に關する問題を調査したもので、從來不慣れた工場作業に従事した多數の女子に就て關係工場の二五%以上は女子の生産額が男子及び少年工のそれを凌駕してゐることを報告してゐる。金屬工業に於ては女子の生産額は男子に比して六四%、被服工業では二〇%凌駕してゐる。又全國産業會議委員會の同年度の調査によると雇主の三分の二は女子の生産額は男子と同様乃至男子以上であると報告してゐる。

特殊製造工業職域に於ける男女の賃銀の比較に際してはその勞働内容を知る必要があるのであるが、同一作業以外のものの比較は非常に困難である。このことに關して英國のビエトリズ・ウエツプ夫人は一九一九年に英國戰時内閣産業婦人委員會少數者報告書「男女の賃銀關係」の中で左の如く述べてゐるのであるが、その言は産業の發展と作業の複雑化に伴ひ、今日一層その眞實性が認められてゐるのである。

同一産業部門に於て男女が純然たる同一作業に携はつてゐる例は非常に稀である。今假に女子が男子に代替されたとしても、殆ど例外なく作業方法の改變、使用機械又は勞務者の擔當

1 時間平均賃銀(單位仙)

男子	女子
40	37.5—40
40—43	35—37
40—43	35
35—48	30—48
40	35

業方法の改變、使用機械又は勞務者の擔當作業の配置、分業の再編成等による變更が見られるのである。

斯かる事實に鑑み、婦人局は多數の製紙工場に於て凡ゆる條件を考慮の上、男女が實質的に同一作業に従事してゐる例をとり(同局發行物第一五二號、一九三八年)、その賃銀を調査してゐるのであるが、この場合にも殆ど例外なく男子が一時間四〇仙であるに對して女子は三五—三八仙を得てゐるに過ぎない。

而も男工の四〇仙は一般男子及び青少年不熟練工に對する最低標準賃銀なのである。この調査にみる男女の作業別内容と賃銀は右の如くである。

1 時間平均収入(單位仙)

男子	女子	平均の割合 男子對女子 に對する
45.4	40.2	88.5
44.5	37.8	84.9
34.3	33.5	97.7
48.2	43.3	89.8
45.6	35.6	78.1
62.0	49.9	80.5
56.2	51.5	91.6
53.4	41.2	77.2
39.3	37.8	96.2
38.9	37.5	96.4

更に各種の調査に就てみる特殊職業部門に於ける女子の賃銀率は男子のそれに比して最低五・三%より最高九八・四%に及んでゐる。その一例として上記勞働統計局調査の一

九三四年度以降の各種纖維工業職業別に關するものを擧げてみると、男子に比し、女子の賃銀が例外なく低廉であることを示してゐるのである。

女子及び不熟練男子工の賃銀は同種産業又は職業に於ても女子の標準賃銀は大體男子のそれに劣つてゐるのであるが、事實はそれのみでなく、多くの重要女子雇傭産業に於ける女子の平均収入は不熟練作業に従事する男子のそれに及ばないのである。一九三五年婦人局は某州産業の實情を調査し、純全たる不熟練産業に従事する男子の一時平均賃銀と同種産業部門に於ける女子のそれに關して検討してゐる。その比較によると次の如き數字が擧げられてゐるのである。

不熟練男子平均賃銀	熟練男子平均賃銀	同種産業に於ける女子の割合	毎時収入の割合	女子平均収入	男子平均収入
縫目なし靴下： 編絲束運搬夫又は 手傳人	30	全業者	30	32.0	30
男子作業服及びワイ シャツ： 荷物運搬夫、ベル ト係、裁斷助手、雜 役及び運搬係	30	全業者	70	26.0	30
男子服及び外套： 荷物運搬夫、一般 雜務手傳人	45及び以上	全業者	15	38.0	45
メリヤス下著： 運搬夫、業務指揮 ベルト係、一搬手 傳人	30—35	全業者	26	32.0	30
紙荷作り、機械工手 傳人、箱、包裝、製 不熟練	35—40	全業者	28	32.0	35
ベーカー： 鍋掃除及び油塗り 菓子取出し、手傳 等	35—40	全業者	32	32.0	35
	32.5	全業者	81	28.0	32.5
		全業者	77	28.1	
		全業者	9	37.1	

米國の婦人勞働状態に就て(二)

前記一大雇傭機關である全國産業會議委員會もその調査中に女子賃銀と不熟練男子のそれを比較してゐる。これは一九二〇年より一九三五年に互つて性別による熟練、半熟練、不熟練工の平均週、月、年收を調査せるものである。それによると女子の平均収入は大體に於て不熟練男子の約七五%に該當してゐるのであるが、不況當時男子の収入が甚だしく低下してゐた期間は稍、増大してゐる。各調査年度に於ける不熟練男子の収入に對する女子の平均賃銀率は左の如くである。

調査年度	不熟練男子平均賃銀	熟練男子平均賃銀	熟練男子平均賃銀に対する不熟練男子の割合
1920(7ヶ月の平均)	68.0	71.8	94.7%
1921	77.1	72.2	93.7%
1922(6ヶ月の平均)	78.0	73.0	93.7%
1923	77.4	76.6	98.9%
1924	74.7	81.0	92.2%
1925	74.9	82.8	90.5%
1926	74.4	87.9	84.6%
1927	73.8	83.6	88.3%

ある。然し乍ら、ここでも又女子の収入は全男子のそれに比すれば全體的に可なり劣つて居り、一九三六年十一月に於ける割合は左の如くである。

上述の數字は主要女子雇傭産業よりも、鋼鐵、自動車、建築及び重金屬等の男子雇傭諸産業に於ける従業員を多數に含んでゐるのである。今これを各産業別の資料及び主要女子雇傭産業に關する報告に就てみれば、八産業中僅かに長靴、短靴、靴下及びメリヤスの二部門に於てのみ女子の収入は不熟練男子工のそれを凌駕してゐる。

而もこの二部門に於ては相當程度に熟練せる女子が請負賃銀制度の下に多數就働してゐるのである。

女子平均	113.6
男子平均	80.6
熟練者	79.6
不熟練者	102.8
女子	80.1
男子	75.1
平均	65.5
銀	90.0

靴(北部)業ヤ 物品
短工メリ 工業織
及布工品加 製織
靴氣及品加 製織
長綿電靴ス肉紙絹毛

女子の賃銀は建設工事、修築、掃除及び下水工事等に於ける普通男子労働部門の初給賃銀に及ばないことは、一九三五—三六年當時婦人局の調査せる女子の収入及び一九三五年九月の初給賃銀の比較によつて明かにされてゐる。後者は成年男子たる一般筋肉労働者にして殆ど熟練又は訓練を要せず、特殊生産作業或は職業でなく、従つて幾分収入の増加すると考へられる機械工又は半熟練工を除く者の初給賃銀率なのである。

と考へられる機械工又は半熟練工を除く者の初給賃銀率なのである。街路掃除及び下水工事労働者に關する報告によれば、米國南部に於ける半數以上、北部に於ける殆ど全部の初給賃銀は一時間三二・五仙又はそれ以上である。これらの部門の労働者と製造工業に携はる同州の白人女子の収入を婦人局に於て調査比較せるものによれば、左の如く、女子の収入は

平均収入(仙)	23.1*	24.6
女子	33.6	38.6
男子	34.5	39.5
平均	32.3*	32.2
女子	74.9*	24.6
男子	39.4	38.6
平均	21.8	39.5
女子	31.7*	32.2
男子		

不熟練男子の初給賃銀より遙かに低額を示してゐるのである。

テニシ州に於ける一般男子労働者の初給賃銀は三二・二仙であるが、この平均は相當の熟練をも必要とする主要女子雇傭産業の女子の収入と略、同額であり、時として後者が尙著しく低額であるのは驚異すべき事實である。左の數字はその實情を物語るものである。

毎三下の	32.9	31.5
収入の割合	69.6	25.8
女子平均	5.7	32.8
の割合	77.8	26.9
の割合	96.4	17.4

下及ツ場店業
靴服工賃濯
縫男子百洗

い影響を及ぼしつづつあるもので、これは、工場が直接に又は請負人、郵便等を通じてその製産品の一部又は全部を家庭に於て作製せしめるものである。

女子平均週給	19.00	21.06
オハイオ	15.00	14.85
イリノイ		
ノース		
イースト		

家庭工業を奨励する一説に従へば、その目的は家庭婦人に餘暇利用の機會を與へるにありと爲してゐる。然し現實の問題としてはそれが餘暇利用のみに止められてゐないところにあるのである。即ち、本問題に關する凡ゆる調査を綜合したところによると、大多數の家庭労働者は屢々、年少兒童をも含む他の家族員の手傳ひを得て、長時間をその作業に従事して居り、その就働時間數は工場制限を遙かに凌ぐ長時間のものであることも珍しくない。

斯かる状態による神經過勞其の他の健康上に及ぼす悪影響は、工場内に於ける長時間労働又は設備の不完全より來るそれに劣らず重大な問題を展開してゐるのである。斯くて米國に於ては「餘暇の金儲け」説は完全に失敗に歸したものと見做されてゐる。一九三四年度の婦人局及び兒童局の調査によれば大多數の家庭労働者の四〇%は一週四〇時間又はそれ以上を、

電氣器具工業部門では女子は半熟練作業に従事し、この作業は高度の器用さと緻密な應用能力とを要するのであるが、労働統計局の米國東北中央部諸州に關する一般男子労働者の初給賃銀と同地域内州別の報告による女子平均収入を比較すれば左の如くである。

女子賃銀の抑壓的要因をなす家庭工業は家庭工業は一部生産業に於ける賃銀低下に著しい影響を及ぼしつづつあるもので、これは、工場が直接に又は請負人、郵便等を通じてその製産品の一部又は全部を家庭に於て作製せしめるものである。

二五%は五〇時間又はそれ以上を、中には七〇時間以上をその作業に當ててゐる者もあるのである。

家庭工業従事者にとつては工場労働者以上にその賃銀の上昇を望むことは困難な實情にある。即ち、彼女等はその仕事を獲得するために、直接雇主の許に足を運び、左もなければ下請人との交渉を有するのみだからである。

その作業に當つても、彼女には他の同僚との接觸がなく、従つて彼女自身の経験、巧拙、速度又は其の他の適應性等を判斷比較する方法が與へられてゐない。彼女にとつては仕事は非常に必要なものかも知れないのであるが、その仕事が如何なる労働價値を有するものかを知る適切な機關を有してゐないのである。

この家庭工業による生産方法は不熟練、半熟練の作業はもとより、熟練を要する手工業も普通女子によつて行はれてゐるのである。家庭工業従事者は全國的には七萬五千家族以上に及ぶものと推定されてゐる。被服工業は特に斯かる制度によるもの多く、現在工場内に於て爲されつつある過程の多くは従來家庭内に於て行はれつつあつたものであり、これらの作業は傳統的に女子の携はるものとされ、同時に低賃銀を聯想せしめるものである。紐育に於ける一九三四年度の家庭工業従事者中、七五%は被服工業に携はる者であつたと報告されてゐる。

家庭に於て従事される内職には被服及び刺繡以外に、安全ピン、鉤子、穀果の殻取り、封筒書、編物及びクロセ編み、繪葉書裝飾、肉團子、菓子、ゲートル、低廉なる寶石、電燈笠、化粧刷毛、紙箱及び紙袋、絨毯、玩具作り等々が含まれてゐる。

これらの作業に従事する人々の収入は工場労働者より遙かに低率なのが常である。紐育に於ける報告によれば、好況時代にあつても、一般家庭工

米國の婦人労働状態に就て(二)

業従事者の一週間の平均収入は、四、五、六弗を出でない状態である。よき最近の賃銀報告書にはその製作に四時間を要する「一打の人形用衣服につき一時間二〇仙」、「熟練を要する珠數玉編みは一時間一四仙」等の記事が見られる。一般的に長時間に亙る家庭労働者の収入は裁縫及び手工業の如く屢々高度の熟練を要するにも拘らず、大體工場の最低賃銀又は不熟練工のそれよりも尙低率なのである。

元來家庭工業は最初女子雇傭の問題に關聯して取上げられたのであるが、實際問題としては家庭に於ける多數の兒童がこれと不可分の關係におかれてゐるのである。斯かる理由から婦人局は同じく労働省内に設置されてゐる兒童局の協力を得て一九三四年に七州内の二八工業に亙る二、三〇〇家庭労働者に關して調査研究してゐる。これは二四種以上の職業部門を含んでゐるのであるが、これら従業者の八〇%以上は一時間二〇仙或はそれ以下を得てゐるに過ぎない。就働時間數及びその収入を並記せる報告者の六〇%餘は一週四〇時間或はそれ以上に對して五弗以内の収入を得てゐるに過ぎないのである。

テキサス州に於ける婦人局の調査によれば一〇七名中僅かに高級の兒童服裁縫師として不斷に就働してゐる一婦人が一週五弗の収入を得てゐるに過ぎない状態であつた。

産業地區を去る僻遠の地方に於て爲される斯かる低廉なる家庭労働が、紐育、コネクティカット及び其の他の諸州内に散在する工場の労働賃銀率を低下せしめてゐることは疑ふ餘地のない事實であると考へられてゐる。

一九三四年度のペンシルヴァニア州産業労働部の家庭工業に關する調査に従へば、報告者の大半の週給は三弗五四仙又はそれ以下であり、而もこれらの収入には時として數名の家族員の労働をも含められてゐるのであ

る。週給八弗を得る者は僅かに一〇%に過ぎず、これは州非常時救済法の制定にかかる一世帯五名の貧困家族に對する食料品及び被服費のみの補助額が一週間八弗二五仙であつた當時の状態である。尙本調査に於ける家庭工業に携はる家族の平均人員數は五人であつた。

高度の技術と熟練を要する家庭工業に對する標準賃銀の一例に、ファイラデルフィア市に關して一婦人局出張員の報告にかかる資料がある。これによると、一人の家庭婦人が三つ揃ひの婦人服を編み、その収入としてスカートに七弗七五仙、ブラウスに八弗、コートに七弗を得てゐるのであるが、この仕事に一箇月を、而して毎週六六時間を費してゐるので、週給としては六弗未滿となつてゐるに過ぎないのである。而もこの一着の婦人服の小賣値は一〇〇弗なのであるが、材料費等に對する考慮が必要であるとしても、その編手たる婦人の一箇月の勞働の結晶としての収入は單に二二弗七五仙であつたのである。これに反して南部のテネシー州工場に於ける殆ど熟練を要せざる縫目なし靴下編みの平均週給は一〇弗二〇仙であり、如何に家庭勞働が不利な立場におかれてゐるかを物語つてゐる。

その極端な例は特殊領域に於て特に著しく、婦人局の一九三三—三四年度のポルトリコに於ける婦人職業の調査によれば、繊細なる技巧を要する刺繡に携はる大半以上の女子の週給は一弗未滿と言ふ低賃銀振りを示してゐるのである。

家庭工業による収入は斯く低廉であるが、それは又工場内に於ける賃銀を低下せしめる要因となつてゐる。工場主は家庭工業との競争的立場から工場賃銀の低下を計り、同時に家庭工業關係者は家庭を利用することに汲汲としてゐる。即ち、業者は家庭工業制度によつて家賃、光熱費其の他の一般設備品、時として裁縫の如き場合は裁縫ミシンを、編物には編針を勞

働者自身に提供せしめて居り、その經常費の多くを個人の負擔に歸してゐる場合が多いのである。のみならず、家庭従業者はその仕事の材料を受取り、完成品の送り届け等の責任も個人が負はされてゐる。或はそのために乏しい財布をはたいてその配達料金を支拂はなくてはならないこともある。不良製品に對してはその償ひとして現金を仕拂ひ又は無報酬で訂正しなければならぬ。製品完成の上仕拂ひを受けるまでその材料費の料金預入を要求されることも珍しくない。又仕事を與へられるに先立ち、彼女自身の責任に於て數個の見本を作製せしめられることも屢々である。斯かる方法によつて業者はその生産經費を極度に切詰め、その製品を一般の經常費を負擔しつゝある業者に比して著しく低廉に販賣し得るのである。

家庭工業が工場賃銀の低下を促進せしめてゐる他の理由として、前者が著しく季節的色彩を帯び、最も繁忙を極める期間中に利用されることにも影響されてゐる。これは工場内の雇傭状態をも不規則ならしめ、その賃銀にも好影響は與へない。凡ゆる角度から検討して家庭工業は左なくとも幾多の曲折を経て漸次向上しつゝある一般勞働條件を常に頓挫せしめる要因となつてゐるのである。

最後に、而して特に注目すべきことは、家庭工業による収入は、例へそれが數名の家族員の勞働の結果である場合にも屢々、憐むべき低額であるために、生計維持は不可能であり、その多くは救済を要する家族であると云ふことである。斯くの如く家庭工業勞働者は彼女等自身の低賃銀は言はずもがな、工場賃銀を低下せしめ、家庭生活を蝕み、更に結果に於ては兎もれ社會の補助を受けることになつてゐるのである。コネクティカット州勞働部最低賃銀課が一九三三年に調査せる家庭に於けるレース編工に就てみると、週給三弗三八仙乃至四弗二〇仙を得る者の中二五%は救済リストに

載せられてゐた。同じく一九三五年一月フィラデルフィア市に於ける兒童服工業家庭従業者の二五%餘は救済を餘儀なくされてゐる人々であつた。

家事及び個人被傭人部門に於ける男女賃銀の一般的標準——當部門に於ける男女の職業分野は可なり異つてゐるのであるが、その収入は更に著しい懸隔を示し、勞務内容が同様と考へられる場合に於ても尙且然りである。フィラデルフィア市に於ける一九二六年度の

家事使用人に關する一調査によれば、住込みで従つて室及び食事付の男女別の月収は上記の如くである。(1)

(1)

ペンシルヴァニア州に於けるより最近の資料に一九三四年度の州非常時救済部による同州生産人口調査がある。次の數字は家事使用人及び料理店従業員の兩者を含むものであるが、男子に比して如何に多くの女子が常時雇傭に對して低収入に甘んじてゐるかを物語つてゐる。(2)

美容院従業者に就て左の如き男女の平均週給に關する資料がある。(3)

(2)

週給の割合	未滿12.50弗		12.50弗以上の者	
	男子	女子	男子	女子
人仕	33.2	64.6	46.0	77.6
理類				
給に				
他に				
れに				
使用	69.7	92.1		

同じく婦人局調査による一九三四年度の二都市の洗濯業に關するものは次の通りである。(4)

この數字によれば諸都市に於ける白人女子の平均収入は白人男子の三三・二%より六七・八%となり、二一市中一四市のみでは女子は男子の六〇%未滿の平均収入を得てゐるに過ぎなかつ

米國の婦人勞働状態に就て(二)

(3)

平均週給	平均週給		平均週給
	男子	女子	
婦人局報告(四市)	22.50	14.25	63.3

(4)

平均週給	平均週給		平均週給	
	男子	女子	男子	女子
白人	12.50	21.45	9.66	16.23
黑人	6.67	13.05	5.01	11.77

* 16都市

たのである。

家事及び個人被傭人の部門に於ける其の他の最も大量に女子を雇傭してゐる分野はホテル及び料理店である。イリノイ州に於ける一九三六年十一月の男女別による定期報告によれば、女子の平均収入は男子に比して左の如く可なりの劣位にあることを示してゐるのである。(5)

紐育に於ける一九三四年度のホテル及び料理店に關する調査に於ても、週給十五弗の女子は男子に比して極めて少數であつた。

事務的職業に於ける男女賃銀の一般的標準——既述の如く家事及び個人被傭人の部門に次いで多數の女子の就働してゐるのは事務的職業である。本部門では賃銀は主として時間拂ひであり、従つて性別による標準収入の差異は特に明瞭に示されてゐる。而してここでも特殊の例外を除けば男子の標準賃銀は依然女子の上位にあるのである。

一九三一—三二年度の婦人局の若干都市に於ける事務的職業部門に關する資料中シカゴ市に關するものを擧げてみると、全職業を通じて、女子の平均賃銀率は大體男子の七五%であつた。諸部門の中間月収を比較すれば左の如くである。(6)

ペンシルヴァニア州非常時救済部調査の一九三四年度の生産年齢人口に關する資料によれば、報告者の一〇—二〇%の女子は週給十二弗五〇仙以下を得てゐるのであるが、男子の斯かる低賃銀を得てゐる者は左の如く非常に低率である。(7)

平均週給	平均週給
男子	女子
18.73	13.76
15.81	12.81

販賣業に於ける男女賃銀の一般的標準——當部門に於ても男女の賃銀率に甚しい差異のあることは他部門と同様である。婦人局の百貨店員に關する最近の一調査によれば、男子店員は女子に比して遙かに高率の収入を得てゐるが、販賣と他のより責任を必要とする職場を兼ねてゐる場合の収入は幾分均等を

(5)

平均週給	平均週給
男子	女子
18.73	13.76
15.81	12.81

得てゐるのである。左の數字はその一般的標準を示すものである。(8)

これらの百貨店に於ける女子店員は同店内の男子不熟練労働者にも劣る賃銀を得てゐるのである。男子の一般雜務員、荷造人、掃除夫、小包整理

(6)

平均週給	平均週給
男子	女子
135	99
80	80
162	122
115	90
98	108
98	95
65	56
241	153
97	67

ボーイ等の約三分の一は一時間三〇仙以上の収入を得てゐるに反して、女子の七〇%は三〇仙以下の収入を得てゐるに過ぎない。

全職業係
整理係(書記)
簿記係(書記)
一般書記
機械係
簿記係
簿定計
使監商

イリノイ州の百貨店に關する資料によれば一九三六年十一月現在の男女平均週給は男子二二弗七九仙、女子一一弗七三仙で男子の平均収入に對

(7)

週給の割合	男子	女子
以下12.50	5.9	16.7
12.50	5.7	17.8
15.00	8.2	19.4
17.50	4.3	14.9
20.00	9.4	16.3
22.50	5.9	12.4
25.00	2.7	7.9

又オハイオ州に於ては一九一四年以降毎年出張せざる商店員に關して報告されてゐるのであるが、多くの場合女子の平均週給は男子の半額以下の状態である。一九三五年度の平均週給は男子一九弗八

七仙、女子一三弗五〇仙で男子の平均収入に對する女子のそれは六八・一%であつた。

(8)

平均週給	男子	女子
36.7	34.6	26.0
28.4	70.5	2.8

ペンシルヴァニア州非常時救済部の一九三四年度生産人口調査中、週給十二弗五〇仙以下の男子は二一・六%であつたに對して女子はその倍に近く、四六・七%がその範疇に含まれてゐた。

専門的職業部内に於ける男女の一般的標準収入——自餘の部門に於けると等しく、専門的職業部門に於ても同様の責務に對して女子は屢、男子以下の給料を支拂はれてゐる。當部門中最も多數

の女子の携はる職業分野は教育であり、これに關しては全國教育協會及び聯邦教育局の定期調査による性別俸給に關する資料がある。一九三〇年の國勢調査及び其の他の資料によれば學校教員の約八〇%は女子であつた。尤も質的には教育當局の指導的地位の多くは男子によつて占められて居り、理事會員、校長、高級教職又は教職員團體の役員等には大體男子が就任してゐる場合が多いのである。

一九三〇年には米國四八州中、カリフォルニア、ルイジアナ、メリーランド、ネヴァダ、ニュージャージー、紐育、オレゴン、テキサス、ワシントン、ワイオミングの十州及びコロンビア區は法令を以て男女教員の平等俸給を制定してゐるのであるが、本問題に對する其の後の詳細なる進展は明かでない。全國教育協會の一九三四—三五年度の俸給明細書によれば人口十萬以上の七八市の公立學校教員中、二九州及びコロンビア區に散在する六三市では性別による俸給の差異は認められてゐない。其の他の八州に所在する一五市では、同等の地位にある男子教員に對する最低俸給として女子に對するそれよりも一〇〇弗乃至七六八弗の多額を支拂つて居り、男子の最高俸給額は女子の同様職務にある者に比して二〇〇弗乃至一、二〇〇弗を多額に支給されてゐるのである。

1. アラバマ、カリフォルニア、コロラド、デラウエア、フロリダ、ジョージア、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ケンタツキー、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセツツ、ミネソタ、ミヅウリ、ネブラスカ、ニュージャージー、紐育、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルヴァニア、ロードアイランド、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァルジニア、ワシントン(全國教育協會未發表の資料による)。
2. コネクティカツト、イリノイ、マサチューセツツ、ミシガン、ニュージャージー、オクラホマ、ペンシルヴァニア、ヴァルジニア。

一九三六年度の全國教育協會の各地大小都市に於て採用された一五〇俸給明細書によればその約二五%は性別による俸給の差異を認めてゐる。而して斯かる差異は小都市に於て顯著であり、大都市に於ては一般に均一俸給を支給する傾向を示してゐるのである。

全國教育協會は男女の均一俸給に對して屢、聲明を發してゐるのである

米國の婦人労働状態に就て(二)

が、その第一聲として一九一四年に左の如く述べてゐる。

當協會は教員の選擇及びその任命に際しては性格よりも實力及び功績をその原則と認めるものである。因つて本會は男女の政治的平等を認め、同一職業には同一俸給の支給を言明するものである。

米國內務省教育局は一九二七—二八年度に於ける全國五〇官公立大學及び専門學校の男子五、八二三名、女子一、〇六八名の教職員の俸給に關して報告してゐる。これによると、男子の三分の一に對して女子は僅かに一割が教授であり、反對に教職の最下位にある講師の部では、男子二五%に對して女子は四〇%餘であることを示してゐるのである。女子の俸給は高級男子のそれよりも男子講師のそれに近く、諸階級に對する中間俸給は次表の如くである。

階級	中間俸給		均するの 平均收入 子に對し 男女割合
	男子	女子	
長 授 授 師	3,169	2,309	72.9
階 部 授 授 師	5,635	4,375	77.6
教 授	4,139	3,581	86.5
全 學 教 准 助 講	3,284	2,882	87.8
	2,791	2,530	90.6
	2,087	2,016	96.6

而して教育局の報告は本問題に關して次の如く約説してゐる。

女子職員の俸給は男子のそれに比して概して低額である。この傾向は特に全般的、學部別、美術及び科學部別にみる教職員の俸給に於て顯著である。全職域に互る女子職員の中間俸給は男子のそれに比して八六〇弗の低額を示してゐる。今この男女別の中間俸給を各學部別にみると同學部内に於て女子職員は男子に比して八八六弗乃至一、三七六弗の低額を支給されてゐる。美術及び科學部に於ても同様の差がみられるのである。最大の差は歴史及び政治學部の女子中間俸給が男子に比して一、〇二六弗低額であるに對し、その差額が

最少であるのは化學部の一六一弗である。尙これを教育界の諸階級に就いてみると、大多數の女子は一般的教職にあるに對して、男子の多くは指導的重要地位を占めてゐるのである。

更に一九三四年度のペンシルヴァニア州非常時救濟部の調査によれば、量に於て女子は男子の三倍近く報告してゐるのであるが、週給十二弗五〇仙以下の男子は一・八%であるに對して女子は六・六%の高率を示してゐるのである。これは實數に於て州内の二千餘人の女教員がこの驚くべき低收入に甘んじてゐたことを意味してゐるのである。

女子賃銀率に關する労働組合規約——労働組合は時として女子に對する傳統的低賃銀を業者との間に必然的に契約することがある。斯かる契約は當事者の駆け引きによつて行はれ、双方がある程度の互譲を必要とし、かちて加へて、女子の低賃銀はながきに互る慣例となり、雇主に利用されがちであることを思へばその實情は諒解に難くないのである。斯かる見地から現實の問題としては、労働組合運動のみを以て女子の労働對策を講ずるには不充分であり、屢、法令によつて女子勞務者の特殊利害を保護する必要が叫ばれる所以である。

最低請負賃銀	
男子	女子
1.00	0.90
0.90	0.80

衣、ケ工
上ヤスト
上、ジレト
衣、ドカ
上、前ス
短、兩ツ、ス

一例を挙げれば紐育に於ける被服工業の一九三三—三七年を實施期間とする組合制定の請負賃銀は週給に於ては平均及び最低賃銀共男女均一であつたが、産業復興法の例に倣ひ、最低請負賃銀率のみは上記の如く小額の差異を認めてゐるのである。

染物業に於ては一九三六—三八年の規約に於て主として舊賃銀制を固持し、その毎時最低賃銀は男子の六六仙に對して女子は四八仙となつてゐるのであ

る。

オハイオ州の鐵工組合規約は一九三四年一月に五%を、數週間後に一〇%の増給を男子に對して行つてゐるが、女子に對しては單にその最低賃銀が一時三三八仙であることを明記してゐるに過ぎない。

一九三五年二月現在の太平洋沿岸に於ける礪砂工の最低賃銀は女子が一時間四六仙であるに對して男子のそれは五八・七五仙であつた。

其の他の諸例に就てみても、勤務内容の差異にもよることであるが、労働組合は女子の賃銀に關して男子のそれ以下を規定してゐる場合が少くないのである。

四、女子有業者とその從屬者との關係

有業男子の凡てが家族其の他の從屬者扶養の義務を有せざると同様に女子も亦然りであるが、反面多くの女子有業者がその近親者の生計を維持してゐることも否み得ぬ事實である。その從屬者として彼女等自身の子女、弟妹、兩親其の他の老ひたる親籍、罹病中又は失業中の夫の場合もあるであらう。これらに關する正確な資料は兎角散在してゐるのであるが、當局の蒐集せるもののみをとつてみても、廣汎なる職域にある多數の女子が斯かる責務を擔つてゐることを示してゐるのである。

婦人局の研究による一九二九年以前の二二件及びその後の發表による五〇件を加へ合計七二報告書より主要なる資料を分類せるものによれば左の如き範圍に互る實例を擧げ得るのである。

家計の唯一の支持者である女子の範圍

女子が世帯主である場合の家族員數

女子世帯主の職業

扶養の義務ある女子(但し唯一の支持者ならざる場合)

從屬者ある場合

部分的補助及び從屬者の數

家計を補助する女子有業者の範圍

世帯主としての女子

男子支持者なき家族（但し女子が必ずしも唯一の家計の支持者ならざる場合）

女子が唯一の家計支持者である場合—米國に於ける多數の女子はその家族にとつて唯一の家計支持者である。本項に引用せる資料は主として一九三〇年以後の重要な研究一〇件をとつたもので、その中には大量の人員に關する情報を含んでゐるのである。中一件に於ては女子有業者二七〇、

研究	女子報告者數	家計の唯一の支持者の割合
1920年度國勢調査資料による11市、國勢調査局	271,022	8.1
1920年度國勢調査資料による4市、生計支持者としての女子の家族内の地位、婦人局	31,482	21.0
デンヴァー市に於ける既婚女子就職申込者、婦人局、1928	180	52.2
肉加工業従業員、婦人局 1928	897	11.3
インディアナ州サウスベンドに於ける婦人局産業調査：1 9 3 0	3,063	12.0
1 9 3 2	1,438	7.7
コネチカ州ブリッジポートに關して、國勢調査資料による、婦人局、1930	10,869	10.3
インディアナ州フォートウェインに關して、同上資料、婦人局、1930	7,496	10.5
フィラデルフィア市に於ける失業者を擁する家族、ペンシルヴァニア大學フアートン財政學部、1931	34,000	28.4
紐育市に於ける要救濟女子有業者、紐育州労働部、1935	5,946	89.1
美容院従業者、紐育州労働部、1936	3,332	21.8
總計 1 0 研究	369,725	12.7
主婦たる女子有業者、1930年度國勢調査資料による、婦人局	3,331,386	13.7

1. 獨身又は單身生活者乃至下宿生活者を除く。

〇〇〇人に關するものあり、その一二・七%又は四七、〇〇〇人は少く共一名以上の家族員を扶養してゐる。研究の半數中、二〇%餘の女子は唯一の家計の支持者であり、屢、その割合は遙かに高率となつてゐるのである。これらの研究以外に一九三〇年度の國勢調査に於ける主婦たる女子の有業人口に關する資料によれば、全女子有業者中、四五〇、〇〇〇人又は一二・七%は家計の唯一の支持者であると報告されてゐる。右の數字は上述の研究一〇件及び一九三〇年度國勢調査の資料を分類せるものである。

上述の研究中世帯人員數を明記せるものによれば、これらの女子が扶養する家族は相當の大世帯であることを窺ひ得るのである。サウスベンドに於ける家族中、女子が唯一の家計支持者であるものの四〇%は世帯主の外三人以上を扶養してゐる。紐育市に於て補助金を得つつある女子有業者の六〇%以上に就ても同様のことを言ひ得るのであるが、ブリッジポート及びフォートウェイン兩市に於ては約一七%が同様の状態におかれてゐるのである。

この女子が唯一の家計支持者である場合は凡ゆる職業分野に互つて存在してゐる。前記紐育の要救濟女子有業者にして唯一の家計支持者たるものに就てみれば、家事使用人と其の他の職業分野のものは略、均等の割合を示してゐるのである。

家族扶養の全責任を擔ふ多數の女子は獨身者であるが、反面又既婚の女子も少くない。フィラデルフィア市に關する調査は既婚女子のみに就てのものであるが、同市のみでも九、五〇〇人以上の女子は唯一の家計の支持者なのである。サウスベンドの家計支持者の三分の一は既婚女子であつた。ブリッジポート及びフォートウェインの女子有業者に關する調査の資料によれば既婚女子であり、夫と同棲中の者にして唯一の家計支持者たる者も少數乍ら存在してゐる。全米のブリッジポート及びフォートウェイン（一九

三〇年度の人口は前者は一四六、七一六、後者は一一四、九四六であつた級の三〇〇餘都市が略、同数の有夫女子有業者にして生計支持者を擁するものとすれば（中、四〇餘市はその人口に於て兩市を凌駕して居り、より多數の女子が家計支持者であることも推測し得るのである）、約四、〇〇〇人の女子既婚者が同様の事情にあるものと考へられるのである。

從屬者扶養の義務ある女子——上述の十一件の研究に於ては、女子が唯一の家計支持者であり、從屬者の生計が全面的に彼女の收入によつて左右されてゐる場合が多いのであるが、今假に彼女が唯一の財政的支持者ならざる場合に於ても尙從屬者を擁してゐるのが常であつた。

其の他の同様内容を扱つたものに全國女子職業婦人聯盟俱樂部が一九三一年に其の會員一四、〇〇〇人に關して、紐育市アメリカ婦人協會が一九三三年に一、三〇〇人に關して行つた調査がある。これらの中約一七％は一名以上の生計に對する全責任を、多數はその生計の一部を補助してゐる人々であつた。又家計の全責任を擔ふ職業婦人の一〇％は彼女等自身の外に三名以上を扶養してゐることを示してゐるのである。

斯かる從屬者に關する實情を検討せる三四件の研究（國勢調査及び救濟法案關係の報告を除く）によれば、調査人員一五五、二八二人の女子の中、五九・六％は從屬者の生計費を補助して居り、勿論この中にはその生計費の全部を負擔してゐる場合も含まれてゐるのである。この統計は既に女子が唯一の家計の支持者である場合に於ける研究によつて明かにされてゐる通り、如何に多くの女子有業者が近親者の生計費を補助してゐるかを如實に物語つてゐるのである。其の他の主要研究中、女子有業者の自活問題以外の從屬者に對する補助に關するものを挙げれば左の如くである。

研究	報告者 女子数	從屬者 の割合は 何パーセントか （補助する 以上は 全部補助 する者 を分けて 不明）
エミリー・女子、1921	485	69.5
有する婦人、1926-27	13,856	39.0
博士ハツチ職業、1930	14,346	63.6
紐育市アメリカ婦人協會、1929-1933	1,710	40.0
ニユーヘヴンに於ける女子有業者、1931	1,350	44.2
コネチカ州ブリッジポート市、1931	1,034	23.3
オレゴン州ポートランド市、1932	557	64.5
37市に於ける獨身女教師、全國教育協會、1932-33	629	51.8
主婦オレゴン州、1932	1,955	68.7
ペンシルヴァニア、一時的な女子重傷者、1933	652	62.0
フィラデルフィア市、職業紹介所、1933-1934	2,406	15.7
紐育市緊急事業局の女子獨身者に關する報告、1932-33	6,932	66.6
紐育市要救濟女子有業者、紐育州労働部、1935	6,574	77.0
キリスト教女子青年會、職業婦人以外、1936	20,000	37.3
	6,674	93.6
	2,217	4.4

これらの研究に含まれてゐる大多數の女子は從屬者を擁してゐる。紐育に於ける要救濟女子の中、一％は五人を、ある者は九人以上を扶養してゐるのである。フィラデルフィア市に於て一九三三年に求職せる略、同数の女子は四人以上の從屬者を有し、一九三一年度の職業婦人に關する調査では四五％が二人以上を、九％が四人以上の生計を維持してゐる。一九三三年にペンシルヴァニア州に於て産業事故に惱める女子の中、若干名は四人乃至五人の子女を擁してゐたと言はれる。

多くの調査に於ては一定の統計的方法によつて女子有業者一人に對する從屬者の平均人員數を記入してゐる。この種の報告によつては幾何の女子が一名以上の從屬者に對して全部又は一部の補助を與へてゐるかは不明であるが、斯かる數字は一般的傾向を示すものとして興味がある。左の資料

は全女子有業者が各自一名以上の従属者を有してゐることを示してゐるのである。

業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数
紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上	紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上

業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数
紐育市アメリカ婦人協會： 1929 453 1.9 1933 597 2.4	紐育市アメリカ婦人協會： 1929 453 1.9 1933 597 2.4	紐育市アメリカ婦人協會： 1929 453 1.9 1933 597 2.4
獨身女教師、デヴィッド・ピーターズ、1930—31 921 1.5	獨身女教師、デヴィッド・ピーターズ、1930—31 921 1.5	獨身女教師、デヴィッド・ピーターズ、1930—31 921 1.5
37市に於ける獨身女教師、全國教育協會、1932—33 327 *	37市に於ける獨身女教師、全國教育協會、1932—33 327 *	37市に於ける獨身女教師、全國教育協會、1932—33 327 *
主婦たる既婚有業者、セシル・ラフォレット、1932 405 1.7	主婦たる既婚有業者、セシル・ラフォレット、1932 405 1.7	主婦たる既婚有業者、セシル・ラフォレット、1932 405 1.7
ペンシルヴァニア州公共事業部労働者、1933—34 13,329 1.3	ペンシルヴァニア州公共事業部労働者、1933—34 13,329 1.3	ペンシルヴァニア州公共事業部労働者、1933—34 13,329 1.3
紐育市要救済女子有業者、1935： 家事使用人 2,272 2.2 その他の労働者 4,254 4.4	紐育市要救済女子有業者、1935： 家事使用人 2,272 2.2 その他の労働者 4,254 4.4	紐育市要救済女子有業者、1935： 家事使用人 2,272 2.2 その他の労働者 4,254 4.4

周知の如く従属者を擁する女子は獨身者の場合もあり、既婚者の場合もある。而して特に夫と死別した比較的小數の女子が常に従属者を抱へてゐることは容易に領き得る事實である。上述の従属者を擁する女子に關する資料は獨身者と既婚者を分類して居り、獨身者に關しては次の如き數字

がある。

紐育市の要救済女子有業者中、獨身女子にして自活問題のみに専念し得る者は比較的小數であることを示してゐる。即ち、二、九〇三人の報告者

米國の婦人労働状態に就て(二)

業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数
紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上	紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上	紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上

紐育市の要救済女子有業者は平均三・六人の従属者を扶養してゐる。その他の既婚女子有業者と従属者との關係を示すものに次の資料がある。

三、既婚者四二％であつた。紐育市の要救済女子有業者は平均三・六人の従属者を扶養してゐる。その他の既婚女子有業者と従属者との關係を示すものに次の資料がある。

業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数	業 者 数 有 業 者 に 對 して 自 己 従 属 者 数 を 有 する 女子 数
紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上	紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上	紐育市に於ける「一九三五年度要救済女子有業者、家事使用人その他の労働者 * 2人以上

中、従属者なき者は九三人に過ぎず、家事使用人を除く殘餘の者の一人當りの従属者數は五・三人であり、僅かに獨身事務員四八一人中三人、ホテル及び料理店従業員一〇八人中四人、女工一、三八四人中四人のみが扶養の責任なき人々であつた。

既婚女子の多くが子女其の他の従属者を擁して家計を負擔してゐることも亦事實である。ミネアポリス市に於ける女教員の中、従属者の生計を維持してゐる者は獨身者二

* 唯一の家計支持者

* 唯一の家計支持者

家計を補助する女子有業者——前述の婦人局の二三研究に報告せる六萬人中、大半以上はその全収入を家族の生計費に當てて居り、殘餘の大多數もその範圍は不明であるが収入の一部を以て補助してゐることが明かにされてゐる。

其の他の研究に於てもこの種の事實を看取し得るのである。即ち、一九三一年のペンシルヴァニア州に於ける生絲工場閉鎖後のベソレム及びフィラデルフィア兩市に關する調査によれば、全女子既婚者がその収入の凡てを家計の支

持に當ててゐる。又他の女子労働者に關する二調査に就てても、報告者

の二〇%はその全収入を家族の生計費に當てて居り、その大半以上は収入の約半額餘を支出して家計を補助してゐるのである。

一九三二年度のインデアナ州サウスベンドに關する調査によれば、報告者の三分の一は全収入を、二五%は少く共その半額以上を同じく家族の生計費に當ててゐるのである。

世帯主としての女子——米國內に二人又はそれ以上の家族人員を擁する二百五十萬人の女子世帯主のあることを知つて意外の感に打たれる人々があるかも知れない。換言すれば、全國に於けるこの種の家族人員數を擁する世帯の中約一割(九・四%)は女子がその世帯主なのである。而してその率は下層階級に於て特に著しく、このことは一九三六年現在に於ける失業救済を目的とする振興事業に雇傭されてゐる世帯主の一五・四%が女子であつた點に鑑みても領き得るのである。この種振興事業に雇傭されてゐる大多數の女子、四一萬餘人は世帯主であつた。次の資料にみても明かなる如く、女子の世帯主は産業地區に於て特に多く、婦人局調査の、マサチューセツ州舊植民地或はインデアナ州サウスベンドの如きはその好個の例である。斯かる實情を窺ひ得る若干の研究資料に上記の如きものがある。

研究	家族數	世帯主の割合
紐育失業調査、1931:	9,557	6.2
パシフィックエース	4,562	7.6
インデアナ州サウスベンドの女子労働者、1932	1,295	18.4
マサチューセツ州に於ける世帯主マサチューセツ州舊植民地、1934	269,554	7.1
マサチューセツ州に於ける世帯主、1935	1,734	25.4

これらの女子世帯主の中、ある者は既婚者であり、ある者は獨身者であつた。

而してその多くは左の如く相當の年配者であつた。

研究	女子世帯主の年齢
農村に於ける要救濟者、1933	49.8歳(中間年齢)
マサチューセツ州舊植民地、1935	45—60歳(報告者の37.4%)

男子扶養者なき家庭——米國に於ける女子の經濟的地位を一層適切に辯明するものとして、その家庭内に男子の働き手なき女子有業者の場合がある。勿論このことは直ちに働く女子自身の財政上の責任を明かにするものではないが、若干の資料によれば、報告者の約一割餘はその家庭内に男子有業者なきことを示してゐるのである。

婦人局の國勢調査資料を基礎とする人口十萬以上を有する二都市、コネクティカット州ブリツヂポート及びインデアナ州フォートウエインの女子有業者に關する未發表の調査は最近に於ける斯かる實情を最も如實に物語つてゐる。即ちこの二市に於ける世帯數の一五%に對しては女子有業者がその家計の全責任を擔つてゐるのである。その人口の稍劣る後者の全世帯數は約七、五〇〇であるが、この事實を基礎として全米に於ける人口十萬以上の九三都市をとり、各市の世帯數をフォートウエインと略等しきものと推定し(多くの場合、より多數であると見做されてゐる)、而してその世帯主の一五%が女子であると假定すれば、全國大小都市に於て女子有業者が生計費の全額を負擔しつゝある世帯數は實に十萬を突破するものと思惟されるのである。(大月照江)

訂正、前號四四頁下段の「家庭の主婦として以上に於て述べた諸項は……」とあるは、「家庭の主婦として——以上に於て……」の誤植である。